

平成27年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第1号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員横川俊夫氏の任期は、平成27年4月19日で満了となるが、後任として山崎博氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成27年4月20日から平成30年4月19日まで

議案第2号

松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

1 趣旨

介護保険法第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるための条例の制定

2 内容

(1) 総則（第1章 第1条—第3条）

ア 申請者の要件（第2条関係）

法人とする。

イ 基本方針（第3条関係）

介護保険予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

(2) 人員に関する基準（第2章 第4条・第5条）

ア 従業者の員数（第4条関係）

指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）は、事業所ごとに必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

イ 管理者（第5条関係）

事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

(3) 運営に関する基準（第3章 第6条—第30条）

ア 内容及び手続の説明及び同意（第6条関係）

事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

イ 管理者の責務（第18条関係）

事業所の管理者は、従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

ウ 秘密保持（第24条関係）

事業所の担当職員等は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

エ 事故発生時の対応（第28条関係）

事業者は、事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じなければならない。

(4) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第4章 第31条—第33条）

ア 指定介護予防支援の基本取扱方針（第31条関係）

利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

イ 指定介護予防支援の具体的取扱方針（第32条関係）

担当職員は、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにする等しなければならない。

(5) 基準該当介護予防支援に関する基準（第5章 第34条）

指定介護予防支援に関する基準の規定を準用するものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第3号

松伏町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 基本方針（第2条関係）

ア 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

イ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保するものとする。

(2) 職員及び当該職員の員数に関する基準（第3条関係）

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、原則として次に掲げる専任の職員をそれぞれ置く。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第4号

松伏町空家等対策協議会条例

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等対策計画の作成その他空家等に関する施策を推進するための協議会を設置する条例の制定

2 内容

(1) 所掌事項（第2条関係）

- ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- イ その他空家等に関する施策の推進に関すること。

(2) 組織等（第3条及び第4条関係）

- ア 会長及び委員10人以内をもって組織する。
- イ 会長は、町長とする。
- ウ 委員（任期は2年とし、再任を妨げない。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (ア) 地域住民
 - (イ) 町議会の議員
 - (ウ) 法務に関する学識経験のある者
 - (エ) 建築に関する学識経験のある者
 - (オ) 福祉に関する学識経験のある者
 - (カ) その他町長が必要と認める者

(3) 臨時委員（第5条関係）

特別な事項を協議するため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(4) 会議（第6条関係）

- ア 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- イ 協議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(5) 幹事（第7条関係）

- ア 協議会に、幹事若干人を置く。
- イ 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- ウ 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第5号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額及び地域手当の支給割合を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 行政職給料表の給料月額の改定（別表関係）

平均引下げ額	5,615円
平均改定率	△1.8%

(2) 地域手当の支給割合の改定（第9条の2関係）

改定前	改定後
3%	6%

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

- ア 2(1)により、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引

き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において現に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

イ 切替日から平成28年3月31日までの間における2(2)は、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の6	100分の4
--------	--------

議案第6号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

空家等対策協議会委員及び子育て支援専門員の報酬の額を定めるための条例の改正

2 内容

空家等対策協議会委員及び子育て支援専門員の報酬の額を次のとおり定める。

区 分	報酬の額
空家等対策協議会委員	日額 5,800円
子育て支援専門員	日額8,000円を超えない額で別に町長が定める額

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第7号

松伏町営運動場設置条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町営運動場等の施設に係る使用料の取扱いについて見直すための条例の改正

2 内容

(1) 施設の使用者から使用許可の取消しの申出があったときにおける使用料を納付することを要しない期限の改正

松伏町営運動場設置条例の一部改正 (第1条関係)

松伏町B&G海洋センター設置及び運営に関する条例の一部改正 (第4条関係)

松伏町都市公園条例の一部改正 (第5条関係)

現 行	改 正 後
施設を使用する日前5日に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。	施設を使用する日15日前に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。

(2) 施設の使用者から使用許可の取消しの申出等があったときにおける使用料の還付に係る規定の整備

松伏町農村センター設置及び管理条例の一部改正 (第2条関係)

松伏町農村トレーニングセンター設置及び管理条例の一部改正 (第3条関係)

現 行	改 正 後
既納の使用料は、 <u>返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて施設の使用を中止した場合に町長等が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができ</u>	既納の使用料は、 <u>還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。</u> (1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消した

る。	とき。 <u>(2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないとき。</u> <u>(3) 施設を使用する日15日前に当たる日までに当該使用に係る許可の取消しの申出をしたとき。</u>
----	--

- (3) 使用料を還付することができる事由として、施設の使用者から使用許可の取消しの申出があったときを追加
 松伏町外前野記念会館設置及び管理条例の一部改正（第6条関係）
 松伏町松伏会館設置及び管理条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 後
既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないとき。	既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないとき。 <u>(3) 施設を使用する日15日前に当たる日までに当該使用に係る許可の取消しの申出をしたとき。</u>

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年8月1日

(2) 経過措置

2は、平成27年8月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

松伏町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町公民館の施設等の使用料の取扱いについて見直すとともに、使用料の額を改定するための条例の改正

2 内容

- (1) 公民館の施設等の使用者から使用許可の取消しの申出があった場合における使用料を納付することを要しない期限の改正（第13条関係）

ア 公民館の施設等（中央公民館ホールを除く。）

現 行	改 正 後
公民館の施設等を使用する日前5日に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。	公民館の施設等を使用する日15日前に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。

イ 中央公民館ホール

現 行	改 正 後
中央公民館ホールを使用する日前5日に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。	中央公民館ホールを使用する日3月前に当たる日までに取消しの申出をしたときは、使用料の全部又は一部を納付することを要しない。

(2) 使用料の額の改定

ア 中央公民館ホール使用料（1時間当たり）の額の改定

《現行》

町内の使用者 (※)	町外の使用者 (※)
4,000円	6,000円

改定

《改定後》

町内の使用者	町外の使用者
5,000円	10,000円

イ 町外の使用者に係る公民館施設使用料の額の改定

《現行》

町内の使用者に係る公民館施設使用料の額に1.5を乗じて得た額

改定

《改定後》

町内の使用者に係る公民館施設使用料の額に2.0を乗じて得た額

※「町内の使用者」とは、町内（中央公民館については、越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市を含む。）に住所を有する使用者、在勤する使用者、及び在学する使用者をいう。「町外の使用者」とは、これ以外の使用者をいう。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年8月1日。ただし、2(1)イ及び2(2)は、平成28年1月1日

(2) 経過措置

2(1)イ及び2(2)は、平成28年1月1日の公民館の施設等の使用に係る使用料について適用し、同日前の公民館の施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第9号

松伏町行政手続条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続法の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる手続等を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 許認可等の権限の根拠の明示の手続（第34条第2項関係）

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限を行使する旨等を示すときは、その相手方に当該権限の根拠法令の条項等を示さなければならない。

(2) 行政指導の中止等の求めの手続（第35条の2関係）

ア 行政指導を受けた者は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

イ 町の機関は、アの求めがあったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な

措置をとらなければならない。

(3) 処分等の求めの手續（第35条の3関係）

ア 法令に違反する事実を発見した者は、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、その権限を有する行政庁又は町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

イ 行政庁又は町の機関は、アの求めがあったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 松伏町税条例の一部改正

(3) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正

議案第10号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

平成27年度から平成29年度までの保険料率及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるための条例の改正

2 内容

(1) 平成27年度から平成29年度までの保険料率の改定

※ 保険料率は各段階ごとに定める額をいう。

ア 平成27年度から平成29年度までの保険料率

段階（割合）	保険料率
第1段階（基準額×0.5）	28,560円
第2段階（基準額×0.7）	39,984円
第3段階（基準額×0.75）	42,840円
第4段階（基準額×0.9）	51,408円
第5段階（基準額）	57,120円
第6段階（基準額×1.2）	68,544円
第7段階（基準額×1.3）	74,256円
第8段階（基準額×1.5）	85,680円
第9段階（基準額×1.7）	97,104円
第10段階（基準額×1.75）	99,960円
第11段階（基準額×1.85）	105,672円
第12段階（基準額×1.95）	111,384円

イ 平成27年度及び平成28年度の公費投入による軽減後の保険料率

段階（割合）	保険料率
第1段階（基準額×0.45）	25,704円

ウ 平成29年度の公費投入による軽減後の保険料率

段階（割合）	保険料率
第1段階（基準額×0.3）	17,136円
第2段階（基準額×0.45）	25,704円
第3段階（基準額×0.7）	39,984円

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期

介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

2(1)は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第11号

松伏町建築基準法に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の改定

構造計算適合性判定(※)が必要な建築物の建築確認申請については、これまで建築物に関する確認申請に係る審査に併せて構造計算適合性判定を行うこととされていたため、その手数料についても構造計算適合性判定に係る手数料を加算して徴収していたが、建築基準法の一部改正により、建築確認申請に対する審査と適合性判定が分離され、適合性判定を行なった後に建築確認申請に対する審査を行うこととなり、町で構造計算適合性判定に係る手数料を徴収しないこととなったことから、構造計算適合性判定に係る手数料についての規定を削る。

※ 「構造計算適合性判定」とは、高度な構造計算を要する高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物について、建築確認申請に添付される構造計算が建築基準法等に適合しているかどうか、建築主事等が行う審査に加えて、第三者機関が審査する制度

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成27年6月1日

議案第12号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

農地法の一部改正及び住宅性能表示制度の見直しに伴い、農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付並びに住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築計画の認定手数料を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付手数料

手数料を徴収する事項	手数料の金額
農地台帳の閲覧	1件につき 100円(1筆を1件とする。)
農地台帳記録事項要約書の交付	1件につき 100円(1筆を1件とする。)

(2) 住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築計画の認定手数料

手数料を徴収する事項	手数料の金額
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合 1戸につき23,000円</p> <p>イ 共同住宅等で、品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 1戸につき72,000円</p>

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第13号

松伏町課設置条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町第5次総合振興計画の推進を図るため、課を再編するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 子ども・子育て支援法の施行に伴い、福祉健康課の分掌する事務に「子育て支援に関する事項」を加える。
- (2) 社会経済状況に合わせた農業行政の推進を図るため、環境経済課の分掌する事務に「農業土木に関する事項」を加える。
- (3) 松伏町第5次総合振興計画の人口増を目指す戦略を着実に推進するため、まちづくり整備課を次のように再編する。

現 行	改 正 後
まちづくり整備課	新市街地整備課
	まちづくり整備課

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 松伏町都市計画審議会条例の一部改正

(3) 松伏町空家等対策協議会条例の一部改正

議案第14号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改める。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の

登録定員の上限を25人から29人に、利用定員の上限を15人から18人に改める。
(3) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

ア 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例の規定による改正前の松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。

イ 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧地域密着型サービス基準条例第151条第13項の規定は、なおその効力を有する。

議案第15号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改める。

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限を25人から29人に、利用定員の上限を15人から18人に改める。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第16号

松伏町ねたきり老人手当支給条例を廃止する条例

1 趣旨

ねたきり老人手当を廃止するための条例の廃止

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年10月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前の期間に係るこの条例による廃止前の松伏町ねたきり老人手当支給条例の規定によるねたきり老人手当については、なお従前の例による。

議案第17号

町道の路線認定について

認定内容

1052号線

松伏町大字金杉字蓮沼1252番13地先(起点)から

大字金杉字水汲1212番151地先(終点)まで

幅員 4.00m~4.40m 延長 105.11m

2-766号線

松伏町大字松伏字新田2119番2地先(起点)から

大字松伏字新田2123番7地先(終点)まで

幅員 4.00m 延長 66.06m

2-767号線

松伏町大字松伏字河原町3382番12地先(起点)から

大字松伏字河原町3382番17地先(終点)まで

幅員 4.50m 延長 133.81m

議案第18号

平成26年度松伏町一般会計補正予算(第6号)

1	補正前予算額	7,977,926千円
2	補正予算額	△10,852千円
3	合計	7,967,074千円

議案第19号

平成26年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

1	補正前予算額	4,127,078千円
2	補正予算額	△507千円
3	合計	4,126,571千円

議案第20号

平成26年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第3号)

1	補正前予算額	1,593,712千円
2	補正予算額	1,377千円
3	合計	1,595,089千円

議案第21号

平成26年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

1	補正前予算額	224,801千円
---	--------	-----------

2	補正予算額	530千円
3	合計	225,331千円

議案第22号

平成27年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	8,137,000千円
2	前年度予算額	7,845,000千円
3	比較	292,000千円

議案第23号

平成27年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	4,456,210千円
2	前年度予算額	3,999,309千円
3	比較	456,901千円

議案第24号

平成27年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	567,743千円
2	前年度予算額	579,658千円
3	比較	△11,915千円

議案第25号

平成27年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,602千円
2	前年度予算額	7,572千円
3	比較	30千円

議案第26号

平成27年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,595,126千円
2	前年度予算額	1,537,703千円
3	比較	57,423千円

議案第27号

平成27年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	278,238千円
2	前年度予算額	222,779千円
3	比較	55,459千円